

## 湯屋文書

### 1. 名称及び指定区分

湯屋文書 14 巻 (151 点) 有形文化財 (古文書)

### 2. 所在の場所

中津市歴史博物館

中津市 1290 番地 (三ノ丁)

### 3. 所有者の氏名又は名称及び住所

個人

### 4. 説明

「湯屋文書」は鎌倉時代から江戸時代にかけて、現在の中津市大字湯屋一帯を拠点に活動した湯屋氏にかかわる古文書群である。現状卷子に仕立てられた計 14 巻からなり、「第一巻」から「第五巻」は主に中世文書、「第六巻」から「第十二巻」(第十一巻欠失)は主に近世文書が収められている。その他「豊前国凶田帳其他」「享保年古文書」「湯屋家紋所」と題された卷子が伝存する。

中世文書は、在地領主・湯屋氏とその所領にかかわる文書群で、鎌倉時代から戦国時代にかけて、湯屋名を中心にした譲状や、上位権力からの所領安堵状、加冠状など、中世下毛郡の在地領主層の動向の一端を知ることができる。

近世文書は、宇佐宮神官職にあった湯屋氏に関するもので、宇佐から離れた在郷の神官という事例は、近世宇佐宮の組織を考える上でも貴重である。

### 5. 製作年代 文暦元年 (1234) ～慶應 3 年 (1867)

### 6. 由緒沿革

「湯屋文書」は鎌倉時代から江戸時代にかけて、現在の中津市大字湯屋一帯を拠点に活動した湯屋氏にかかわる古文書群である。湯屋氏は伝承や系図によれば、平安時代の宇佐大宮司英利(芙利)の子(あるいは孫)である弾正秀基が祖とされる。また、鶴市神社の縁起では、沖代の田に水を引く井堰を築造するため七人の地頭が談合し、保延元年(1135)に人柱を立てることとなり湯屋弾正基信に決まったが、家臣のお鶴とその子・市太郎が身代わりとして人柱となり大井手

堰の築造が成就したという。湯屋氏はこの弾正基信も先祖としている。

現状卷子に仕立てられた計 14 巻からなり、「第一巻」から「第十二巻」（第十一巻欠く）、「豊前国凶田帳其他」「享保年古文書」「湯屋家紋所」にそれぞれ古文書が収められている。第一～五巻は主に中世文書、第六～十二巻は主に近世文書である。

「湯屋文書」の中世文書は、在地領主・湯屋氏の所領形成を示すものが多数である。鎌倉時代の古文書（第二巻）には、「湯屋」の表記はみられないが、宇佐氏を名乗る宇佐宮神官の一統が弥勒寺領徳善保四郎丸名という所領を安堵されて土着したことがうかがえ、坪名からそれが後に湯屋名に発展することが指摘できることから、この宇佐氏から湯屋氏へ所領の相伝がなされたことがわかる。南北朝時代に初めて湯屋名とよばれたようで、湯屋氏という名字を冠したことがわかり、以降代々所領が下作職として相伝された。室町から戦国時代には、豊前守護大内氏や下毛郡代野仲氏の武家被官として活動し、所領安堵がなされている。下毛郡が大友氏の勢力下にあった時期には、豊前方面軍を指揮した田原氏の安堵状が散見される。（第三～五巻）

近世の湯屋氏は、引き続き湯屋村に居住したとみられ、元禄期から神官補任状がある。延宝 8 年に権擬神主に補任された宇佐氏重は、永弘氏の流れで田染氏に入った助氏の子であり、神官家の中でも重要な家である永弘氏・田染氏と同族となったことがうかがえる。家紋についても両氏のを伝えている。以降、湯屋氏は江戸時代を通じて宇佐宮社家として活動した。（第六～十二巻）

また、第一巻は、中世田染氏にかかわる文書群である。鎮西下知状など神領興行法を背景にした田染荘の領有をめぐる相論に関する文書が中心となっている。永弘氏・田染氏との縁戚関係から湯屋氏に伝来したものと考えられる。

なお、当文書については、『大分県史料（2）第一部 宇佐八幡宮文書之二（諸家文書）』にも収録されている史料である。

#### 【参考文献】

中野幡能 1959「解題 湯屋文書」（『大分県史料（2）第一部 宇佐八幡宮文書之二（諸家文書）』）

外園豊基『戦国期在地社会の研究』2003 校倉書房

三谷紘平 2023「環境歴史学の視点からみた沖代条里の中世的開発～湯屋氏の所領形成を中心に～」(『大分県地方史』第 248 号)

7. 添付資料

写真

